

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年3月25日(火) 午前9時00分から12時00分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 5番 永野 眞佐子 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号	農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第54号	非農地証明願いについて
議案第55号	農業委員会の適正な事務実施について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。5番委員永野さんから欠席の連絡がきております。平成25年度最後の総会です。ただ今から第12回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。農業委員憲章朗唱を16番委員大角さんをお願い致します。

憲章朗唱(16番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

25年度、最後の定例総会となりました。農家の皆さんには馬鈴薯の収穫等がまだ続いているようで、大変忙しい時期だと思えます。JAの馬鈴薯の出荷が例年より上回っておりまして、600tを超えるのではないかと伺っているところでございます。

本日の議題は大変多くございますので、皆さんの要約をしたご意見を出して頂きまして、スムーズに進めていけるようにご協力をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

本日の会議録署名委員を12番委員・13番委員をお願いいたします。

それでは議題を進めてまいります。議案第50号。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号22番から25番は申請人が同一ですので一括して説明いたします。

整理番号22番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人・[]さん([]歳)、貸人・[]さん([]歳)。土地の所在：[]、畑、[]㎡。利用状況：野菜・果樹。営農計画及び耕作期間：甘藷、柑橘、時計草が1月から12月です。事由：新規就農です。したがって所有面積・経営面積はありません。農業従事状況としまして、申請人の経験年数が6年、妻6年。農機具等の保有状況といたしまして噴霧器・1、耕耘機・1、草払機・1です。[]年間の使用貸借となります。周辺地域との関係『特に支障はないと思えます。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号23番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人は同一です。貸人[]さん([]歳)。土地の所在：[]、[]。畑。2筆の合計面積が[]㎡。利用状況：野菜、茶です。これも[]年間の使用貸借です。

整理番号24番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人は同一です。譲渡人・[]さん([]歳)。土地の所在：[]。畑。[]㎡。利用状況：野菜。

整理番号25番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人は同一です。譲渡人・[]さん([]歳)。土地の所在：[]、畑、[]㎡。利用状況：果樹。

事務局長

この申請につきましては新規就農で、整理番号 22 番から 25 番までの申請面積は 5 筆で ■■■■ m²です。取得分が ■■■■ m²、使用貸借分が ■■■■ m²です。それぞれの農地の面積が狭く離れており、営農効率は上がりませんが一生懸命農業に取り組んでいるようですので、農地法第 3 条第 2 項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会 長

整理番号 22 番から 25 番まで関連がございますので、一括して担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

申請人は■■■■に勤めておりました活躍した人なんですけども、老年になりまして帰ってきたので農業に取り組みたいということです。

馬力もありますし、努力でカバーする感じの人です。24 番の■■■■さんの土地は買いたいということです。25 番は弟さんです。お父さんが亡くなった時に弟さんが全部引き継いでいたんですけど、お兄さんが帰ってきたということで贈与するということです。

私といたしましては、問題ないと思っております。

会 長

整理番号 22 番から 25 番まで、みなさんのご意見、ご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

それでは整理番号 22 番・23 番・24 番・25 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 22 番・23 番・24 番・25 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 26 番。事務局からお願いします。

事務局長

整理番号 26 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■さん（■■■歳）、譲渡人・■■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■m²。利用状況：原野・雑木。営農計画及び耕作期間：ウコン、ガジュツ、甘藷、柑橘が 1 月から 12 月です。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、所有面積が■■■■m²です。申請人の経験年数：20 年、妻・10 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、動噴・1、耕耘機・1です。

農機具については、父■■■■さん所有の農機具を使用しているということです。

周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落等の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

この申請につきましては、面積は小さいですが隣接には父親名義の農地があり、一体として利用することにより効率利用が図られると思われま。従いまして農地法第 3 条第 2 項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

会 長

整理番号 26 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲受人は■■■■ということで平日は■■■■を行い、午後から畑に出ている方です。土日も含めて農作業に頑張っております。譲渡人の■■■■はUターンして■■■■に帰ってきているんですが、農業経験も無く高齢で体調も思わしくないということで、農作業はできないということです。今回相続した際に、ここに農地があるという

○番（農業委員）

ことに気付いたという次第です。■さんに、ここを何とか利用してもらいたいということで相談したところ、『買い取ります。』と言うことで話がまとまったようです。

10 ページの航空写真をお願いします。右下が■の■です。その裏手にある高台の場所です。ここに3条・4条・5条とありますけども、今の案件は3条申請の黄色の枠内です。この話が出る前は雑木林と言いますか大きな木も生えておったんですが、昨日見に行きましたら抜根していて重機も入れて、後はトラクターを入れればすぐにウコンの栽培ができる状態になっていました。

9 ページの現地調査ですが、全てクリアするというふうに調査してきましたので、問題ないと思います。

会長

皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 26 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 26 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 51 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 51 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 6 番。申請人：■さん（■歳）。土地の所在：■、畑、同じく■、畑。2 筆の合計面積が ■ m²。利用状況：農業用倉庫・車庫・通路です。農地の区分につきましては第 1 種農地・都市計画区域内です。事由『近辺の自己所有農地の為の倉庫兼車庫の建築、及び駐車場確保のため。』ということです。転用目的及び事業計画：既存宅地の建築面積が ■ m²、倉庫兼車庫の建築面積が ■ m²。建築面積の合計が ■ m²。既存宅地の所要面積が ■ m²、倉庫兼車庫の所要面積が ■ m²、通路他の所要面積が ■ m²。所要面積の合計が ■ m²です。

この申請につきましては、自宅の一部と倉庫を建築しており無断転用状態ではありますが、今回このように始末書添付の上追認申請があがってきております。第 1 種農地ではありますが、集落接続施設に該当し営農上必要な施設と思われるので、やむを得ないと思います。

会長

整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は先ほどと同じ方です。10 ページの写真で説明いたします。今度は青い線で囲ったところなんですけど、そのすぐ上に宅地とあります。本人の自宅です。青線の中にある建物は、農業用の道具を入れたり、軽トラなんかを入れてあります。

今回、3条・5条を■からお願いされて進めていたところ、ここも畑だと本人が気づきまして『始末書をつけてお願いできないだろうか。』という申請です。現状は写真で分かるように近隣には住宅がありまして、農地よりも車庫として利用した方が良いのではないかと、自分も判断いたします。始末書付きなんですけど、農業をするための倉庫、車庫ですので仕方ないかなと思います。以上です。

会長

整理番号 6 番について皆さん方からご意見ご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それではただいまの整理番号 6 番について、申請に同意することに

会 長

ご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号6番は同意することに決定いたします。

続きまして議案第52号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第52号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号12番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)、譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。利用状況：休耕地。農地の区分につきましては第2種農地・都市計画区域内。事由『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成の所要面積が■■■■m²、一般住宅の建築面積が■■■■m²です。

親子間の贈与です。■■■■さんは■■■■で、お茶を■■■■以上経営しております。今回、自分の茶園の近くに自宅を建築したいとのこと。茶園の近くに住むことにより農作業の効率化も計られることから、やむを得ないと思われ。なお、農地区分は10ha以上のまとまった農地もないことから、第2種農地その他の農地と判断しました。

会 長

整理番号12番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

私の担当地区ではないんですが、昨日■■■■さんから留守電が入っておりまして、自分も時間が無く、現地を見ていないし、申請人にもあえていないんですが、「急に私用ができたために総会を欠席しますが、特に問題は無い。」と伝えてくださいとのことでした。

会 長

皆さん方からご意見等ございませんか。

○番(農業委員)

■■■■さんはコツコツ型で、良いお茶をつくるために頑張っておられます。量よりも質を重点においておりまして、私も見習いたい方です。

会 長

他にご意見ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり)

異議なしの声です。整理番号12番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号12番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号13番。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号13番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)、譲渡人(■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑、他1筆。2筆の合計面積が■■■■m²。利用状況：休耕地。第3種農地です。事由：店舗を建築するため。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成が■■■■m²、店舗が■■■■m²です。

申請地は■■■■のすぐ南東側に位置し、■■■■から約■■■■mのところにあります。周囲に耕作された農地はほとんどないことから、転用についてはやむをえないと考えます。なお農地区分については、■■■■から300m以内の第3種農地と判断しました。

会 長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

31 ページの写真を見ていただきたいんですが [] と []
[] がありまして、右側に [] の駐車場があります。そこから、やや東寄りに行った所が申請地です。現在 2 件の倉庫がありますが、20 年以上になります。農業用の倉庫です。そこから東は山林状態で、その先は宅地化されております。

申請人は居酒屋風の店をやりたいという意向をもっております。名義は [] さんになっておりますけども、倉庫は [] さんのお父さんの倉庫とお婆さんの倉庫が建っております。登記に行ったら名義が違ったということで本人たちもびっくりしたようですが、どういふことでそうなったか、いろいろあったようですがお互いに話がついたようでございます。事務局からもありましたが、宅地化も進んでおりますので、転用についてやむを得ないと判断いたします。

会 長

整理番号 13 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。

(「異議ありません。」の声あり)

異議ありませんの声です。整理番号 13 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり。)

同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・ [] さん ([] 歳)、譲渡人・ [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：宅地。第 2 種農地、都市計画区域です。事由：『庭、駐車場を、境界を越えて施行してしまったため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [] m²です。

申請地は [] から山手側に [] m ほど行った所に位置し、周辺は住宅が点在しております。申請人は [] に家を作る際、境界を誤り宅地にしたということです。転用からすでに 25 年以上経過し、所有権については時効取得をすれば成立する事例です。転用計画に、もう少し具体性がほしい所ですが、転用はやむを得ないと思います。なお既存宅地 [] m²と合わせると [] m²になりますので、後日理由書が必要になると思います。農地区分は 10ha 以上のまとまった農地もないことから、第 2 種農地その他の農地と判断しました。

会 長

整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

37 ページの航空写真を見ていただきたいと思います。右側の縦の道路は [] に行く町道で、真ん中に走っている道路が、 [] の裏手から続く道路です。申請地横の [] が譲受人の住宅でして、 [] が譲渡人の宅地です。おじとおいの関係です。始末書が添付されておりますが、しょうがないかと思ひます。

会 長

整理番号 14 番について皆さん方のご意見・ご質問、いかがでしょうか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 14 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

会 長

申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 15 番です。

事務局長

整理番号 15 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■■ さん (■■ 歳)、譲渡人 ■■■■■ さん (■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、田、■■■■■ m²。利用状況：畑。第 2 種農地です。事由：『現在、借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が ■■■■ m²、一般住宅が ■■■■■ m²です。

この申請につきましては、平成 ■■■ 年 ■■■ 月の総会で農用地区域除外の審議をして認可されたところです。義理の親子間の贈与で、親の近くに自宅を建設しようとするもので、将来は農業後継者となることも見込まれます。したがって、転用についてはやむを得ないと考えます。農地区分につきましては、10ha 以上のまとまった農地も無いことから第 2 種農地、その他の農地と判断しました。

会 長

整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
この案件については、私の方から説明いたします。

43 ページの写真をご覧ください。右側に通っているのが県道です。県道の左側が ■■■■■、右側が ■■■■■ です。山手側に ■■■ m 近く上ったところの申請地です。ここは事務局からもありましたように 10ha 以上の農地の広がりもありません。公共事業導入もされておられません。申請地の右隣の宅地が譲渡人の住宅でございます。少し面積が大きいようでございますが、500 m²を超える理由書も付けております。

申請地から 200m 以内に 10 件以上の住宅のあるような場所がございます。将来は宅地化するであろう場所でございます。申請について何ら問題ないと考えます。 以上です。

整理番号 15 番について皆さん方からご質問、ご意見を頂きます。

○番 (農 業 委 員)

すみません。質問なんです、5 条申請の面積の上限はあるんですか。

会 長

一般住宅は 500 m²までということになっております。農家住宅は 1,000 m²まで認めますということです。それ以外の転用申請について上限があることはないです。

他にご質問等ございませんか。

(「異議ありません。」の声あり)

異議ありませんの声です。整理番号 15 番について同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 16 番です。

事務局長

整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 ■■■■■ さん (■■ 歳)、譲渡人 ■■■■■ さん (■■ 歳)。土地の所在：■■■■■、畑 ■■■■ m²。利用状況：通路。第 1 種農地、都市計画区域内です。事由：『自宅への進入路の一部として利用するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が ■■■■ m²です。追認案件です。

事務局長

■さんは3条・4条に続いて5条の申請であります。自宅隣接地の道路残地の申請です。4条申請の通り進入路として一体として利用されることから、転用はやむを得ないと思います。なお農地区分については4条申請と同じです。

会 長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

10 ページの写真で説明いたします。今度は赤枠の部分です。もともと3条申請と5条申請は1筆だったんですが、真ん中に道路が通ったために残った残地です。そこが譲渡人の土地だということが、今回分かったということで、3条申請に伴って出てきた申請です。48 ページの始末書でもわかる通り、認識不足だったということです。農地として残すより、一体として■さんに使ってもらった方が良いと私も思います。

会 長

整理番号 16 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございますか。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 16 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

同意することに決定いたします。

続きまして議案第 53 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 53 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。

整理番号 9 番。変更区分：農用地除外。申請人：（屋久島町）農林水産課長。土地の所在：■、畑、■㎡。利用状況：不耕作地。土地利用規制：農用地。変更理由：『平成 25 年 6 月の屋久島農業振興地域整備計画の全体見直しにおいて、事業受益地として農用地区域に編入された土地であるが、その後の調査の結果事業受益地に含まれていないことが判明したため、農用地区域からの除外を申請します。』ということです。

本申請地については■のシカ柵を設置したまとまった農地から■m 位離れたところに位置し、周辺は一部耕作地であるものの、ほとんどが山林状態であります。この申請地についても山林状態で、昨年 6 月の農用地見直しの際に間違っ農用地に編入したということで、この編入が誤りであったので農用地から外して元に戻すということです。なお申請人が農林水産課長になっていますが、県に問い合わせたところ町長が町長に申請するのはおかしいので、事務手続き上農林水産課長にしたということです。

会 長

整理番号 9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

サル・シカ柵をしていない土地であります。私も今回見に行きましたが山林化しており、農地に復元することは難しいと判断いたしました。

会 長

整理番号 9 番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

会 長

異議なしの声でございますが、他の皆さんから質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

それでは整理番号9番について、申請を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

認めることに決定いたします。

続きまして議案第54号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第54号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号23番。申請人：[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]^m。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和[]年[]月買受した時は原野だったが、ユスラヤシ等を植栽したので地籍調査の時点で畑とみなされ、以後そのままの状態で現在に至る。以前、桜の木を500本植えたがシカの被害で全滅になった。』ということです。

申請地は[]の信号から[]を[]mほど行った[]近くに位置し、周囲に耕作されている農地はほとんどありません。申請地を購入した時は地目が原野であり、その後の地籍調査により畑になったということです。一部非農地化しているも、緑化樹が植栽され管理されており、現地確認の結果においては非農地と認められないということでした。以上です。

会 長

整理番号23番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

54 ページの航空写真を見ていただきたいんですが、[]から[]mほど上ったところにあります。説明にあったように、ヤシ類・サルスベリ類を植栽しておりまして、商売用の木ですね。奥に行きますと、うっそうとした山になっております。このくらいになれば非農地としてやむを得ないと思うんですが、植栽している場所は十分農地になるという調査員全員の判断です。以上です。

会 長

整理番号23番について、現地調査に立ち会った方で補足等がございますか。

○番（農 業 委 員）

会長のご意見は。

会 長

担当委員から説明があったように、54 ページの写真を見ていただきますと、写真上に番号がふってありますけど、⑤のところには杉の木が植えられておりまして、③のところにはユスラヤシ、ヒメシャラ。緑化樹として植栽されておりまして、管理をされておりますので非農地としては該当しないという判断です。さきほど担当委員からございましたけども、奥の三角部分は山林化しておりますので、分筆をしたらその部分はやむを得ないのかなという状況でございますが、全体としては認められないという判断でございます。

他にございませんか。

○番（農 業 委 員）

担当委員と会長の説明を聞きまして、分筆すれば一部は可能だという意見ですが、地元委員の意見を尊重しましてこれは認められないと

○番（農業委員）

いうことでお願いしたいと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 23 番について、非農地として認められないという意見にご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

非農地として認めないことに決定いたします。

続きまして議案第 55 号。農業委員会の適正な事務実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 55 号。農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙の通り「平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので内容を協議の上議決を求めます。

事務局

資料の 57 ページをお願いします。

『平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）』ということで、示してございます。

I 法令事務に関する点検についてです。

1 総会等の開催及び議事録の作成についてです。

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況といたしまして、周知しております。周知の方法といたしまして、現在告示及びホームページの行事予定表に毎月の総会開催予定日を掲載しております。

(2) 総会等の議事録の作成につきましては、作成しております。作成までに要した期間について、総会后 10 日以内に作成しているが、議事録署名者自署後公開のため 1 か月後になっております。

(3) 議事録の内容につきましては、詳細なものを作成しております。

(4) 議事録の公表につきましては、公表しております。

公表の方法といたしまして、町のホームページにて公開しております。事務局にも備え付けております。

58 ページをお願いいたします。

2 事務に関する点検についてです。

(1) 農地法第 3 条に基づく許可事務ということで、平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、処理件数が 26 件、うち許可 26 件、不許可 0 件となっております。

・事実関係の確認：各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し、事実を確認している。

・総会等での審議：地区担当委員の報告に基づき、農地法許可基準に全ての項目毎について、全員で審議し許可・不許可を決定している。

・申請者への審議結果の通知：実施状況といたしまして、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数が 26 件となっております。

- ・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表しております。
- ・処理機関：標準処理機関は申請書受理から 30 日、処理期間は平均で 20 日となっております。

(2) 農地転用に関する事務ということで、平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、処理件数が 10 件となっております。

・事実関係の確認：実施状況といたしまして、各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実を確認しております。

・総会等での審議：実施状況といたしまして、地区担当委員の報告に基づき、農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定しております。

・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表しております。

・処理機関：標準処理機関は申請書受理から 60 日、処理期間は平均で 50 日となっております。

(3) 農業生産法人からの報告への対応について

・農業生産法人からの報告についてですが、管内の農業生産法人数は 12 法人ございます。そのうち

○報告書を提出した農業生産法人数が 8 法人、

○報告書の督促を行った農業生産法人が 2 法人、

○報告書を提出しなかった農業生産法人が 2 法人でした

○報告書を提出しなかった理由：活動の休止、法人意欲の欠如、新規法人のため報告の必要がなかったということです。

○対応方針といたしまして、今後とも法人の在り方について指導するとともに耕作再開の見込みがないものについては解散も視野に指導を行う。ということです。

・農業生産法人の状況について、農業生産法人の要件を欠く恐れがあるため、農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数は 0 法人でした。

(4) 情報の提供等について

・賃借料情報の調査・提供：実施状況といたしまして、調査対象貸借権数が 20 件。町ホームページ及び窓口にて情報提供をしております。

・農地基本台帳の整備：実施状況といたしまして、整備対象農地面積が 1,954ha ございます。少なくとも年 1 回、固定資産台帳・住民基本台帳と照合し、貸借についてはその都度データの更新をしております。

※ その他の法令事務

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。1 年間の処理件数 29 件のうち、29 件決定しております。

・事実関係の確認：実施状況といたしまして、農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、地元農業委員による利用状況の確認を行っております。

・総会等での審議：実施状況といたしまして、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議しております。

・審議結果等の公表：実施状況といたしまして、議事録に記載の上、公表しております。

(5) 地域の農業者等からの意見等ですが、特にご意見等ありませんでした。

II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価

- 1 現状及び課題ということで平成26年3月現在の現状でございます。

管内の農地面積が1,817ha。こちらは農地台帳の面積となっております。

遊休農地面積が246ha。こちらは平成25年度の農地利用状況調査の数字を用いております。

遊休農地の割合については13.54%となっております。

課題といたしまして、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地所有者等への指導徹底が必要だと思われま

- 2 平成25年度の目標及び実績です。

目標面積が10haに対して、実績が11ha。達成状況が110%となっております。

- 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画といたしまして

- ・農地利用状況調査の実施時期：10月から12月。
- ・調査員数：18人。
- ・調査結果取りまとめ時期：12月から2月。
- ・調査方法
 - ① 町内全域を調査区域とし、1筆ごとに調査を実施、地図等に記録する。
 - ② 農地調査区域を各集落に区切り、担当の農業委員を定めて調査。
 - ③ 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。
 - ④ 仮登記農地、農地法第3条3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地を明確にして調査。
- ・遊休農地への指導：実施期間が12月から3月です。

活動実績といたしまして

- ・農地利用状況調査の実施時期：10月から12月。
- ・調査員数：18人。
- ・調査結果取りまとめ時期：12月から2月。
- ・調査方法：活動計画通り調査。
- ・遊休農地への指導：実施時期が10月から12月。
 - 指導件数：62件
 - 指導面積：7ha
 - 指導対象者：62人
- ・その他の取組状況：農業委員による農地パトロールを実施しております。

- 4 評価の案ということで

- ・目標に対する評価の案：目標値は達成したが、今後も解消へ向けての取組強化が必要。
- ・活動に対する評価の案：解消面積よりも更に遊休地化する面積が多くなる傾向にあるので指導の強化等解消に向けての努力が必要ということです。

- 5 地域の農業者からの意見等は、ございませんでした。

III 促進等事務に関する評価

- 1 認定農業者等担い手の育成及び確保ということで

(1) 現状及び課題ということで平成 26 年 3 月現在の現状です。

- ・農家数：797 戸
- ・うち専業農家：234 戸
- ・農業生産法人数：12 法人
- ・認定農業者：74 経営
- ・特定農業法人：0 法人
- ・特定農業団体：0 団体

課題として、担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について対象者に説明するなど、理解を得つつ新規就農者を含め担い手を確保する必要がある。ということです。

(2) 平成 25 年度の目標及び実績ということで

- ・認定農業者の目標：2 経営
- ・認定農業者の実績：2 経営
- ・達成状況：100%となっております。

特定農業法人、特定農業団体の実績はありませんでした。

(3) (2) の目標の達成に向けた活動といたしまして

- ・認定農業者の活動計画：年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い、担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。
- ・担い手育成総合支援協議会を通して普及活動を実施したほか、認定農業者期間満了者の再認定を推進した。ということです。

(4) 評価の案といたしまして

- ・目標に対する評価の案：目標は達成できたが、高齢化等により認定農業者は減少傾向にある。
- ・活動に対する評価の案：担い手のさらなる掘り起しが必要。

(5) 地域の農業者からの意見等はございませんでした。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題といたしまして、平成 26 年 3 月現在の状況です。

- ・管内の農地面積：1,010ha（統計上の農地面積）
- ・これまでの集積面積：289ha（認定農業者分）
- ・集積率：28.611ha（基本構想目標・35%）
- ・課題：農業従事者減少・高齢化や鳥獣害による遊休農地の増加、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題である。

(2) 平成 25 年度の目標及び実績

- ・目標：8 ha に対し、実績：8 ha、達成状況：100%となっております。

(3) (2) の目標の達成に向けた活動

- ・活動計画：年間を通じて農業委員等による農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知、10 月から 12 月の農地利用状況調査で判明した遊休地について担い手への利用集積に向けたあっせん活動をする。という計画でした。
- ・活動実績：関係機関と連携を取りながら担い手への情報提供、利用集積の推進を図った。となっております。

(4) 評価の案

- ・目標に対する評価の案：目標を達成することはできたが、高齢農家の規模縮小に対して、若手の農業者へ利用調整を積極的にする必要はある。
- ・活動に対する評価の案：今後も利用集積の理解を得るための活動を継続するとともに、積極的なあっせん活動を行う必要がある。ということです。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題ということで平成 26 年 3 月現在、管内の農地面積：1,817ha、違反転用面積：8 ha、割合：0.4%。

- ・課題につきましては、転用済の地目が畑の土地について、農地法許可か無断転用に当たるのか不明のものがあ、判断が難しい。また名義人が 3 世代以上の名義で、登記が困難なものもあり、所有者に対して地目変更登記や場合によっては非農地証明により、無断転用をなくしていく必要がある。ということです。

(2) 平成 25 年度の目標及び実績

- ・目標：1 ha に対し、実績が 0.73ha、達成状況が 73%となっております。

(3) (2) の目標の達成に向けた活動といたしまして

- ・活動計画：9 月に広報誌により農地パトロール実施の周知を行う。10 月に農地パトロールの実施。農地法違反と思われるケースについては随時是正指導。

- ・活動実績：10 月から 12 月に農地パトロールを実施。

各農業委員が農地の利用状況調査で把握し、違反転用が出ないように所有者に指導いたしました。

(4) 評価の案

- ・目標に対する評価の案：地区担当委員の見回りにより新たな違反転用の未然防止が図られている。

- ・活動に対する評価の案：今後も違反転用が出ないように農地パトロールを強化する。ということです。

次に『平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）』ということで、示してございます。

I 法令事務（遊休農地に関する措置）ということで

1 現状及び課題（平成 26 年 3 月現在）

- ・管内の農地面積：1,817 ha、遊休農地面積：246 ha、割合：13.54%です。

- ・課題といたしまして、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底を行うとともに、農地中間管理機構の制度化に伴い、担い手への農地集積の加速化や遊休農地の解消・活用など、農地の有効利用を具体化し実践していく必要がある。

2 平成 26 年度の目標案及び活動計画案といたしまして

- ・目標案として遊休農地の解消面積：10ha。

- ・目標案設定の考え方：地域農業の現状を踏まえ、遊休農地等の所有者に対する指導によって、耕作可農地面積 90a の 1 割強の解消を目標とする。

活動計画：農地の利用状況調査についてです。

- ・調査実施期間：9 月から 12 月。

- ・調査員数（実数）：20人。
- ・調査結果取りまとめ時期：12月から2月と設定いたします。

調査方法といたしまして

- ①町内全域を調査区域とし、1筆ごとに調査を実施する。
- ②農地調査区域を各集落に区切り、農業委員を定めて調査。
- ③農地が集団的に利用されている地域等、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。
- ④仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地を明確にして調査を実施していくということです。

遊休農地への指導ということで実施時期が12月から3月と設定しております。

- 3 地域農業者等からの意見ということで、意見聴取後に公表していきます。

II 促進等事務についてです。

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

- (1) 現状の農家数：797戸、うち主業農家数：234戸、農業生産法人数：12法人。認定農業者：74経営です。

課題といたしまして、担い手の高齢化や農業後継者不足により地域農業を担うものが減少しており、各地区の実情に合わせた担い手の育成・確保、新規参入者の育成を図っていく必要がある。

- (2) 平成26年度の目標及び活動計画案

- ・目標案：認定農業者・2経営。
- ・目標案設定の考え方といたしまして、担い手育成総合支援協議会と連携して地域農業の担い手等に対し、認定農業者への働きかけを行うとともに、再認定の経営体の支援を行う。
- ・活動計画案：年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い、担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。

- (3) 地域の農業者等からの意見等につきましては、意見聴取後に公表するとしています。

2 担い手への農地の利用集積ということで

- (1) 現状及び課題

- ・管内の農地面積：1,010ha、これまでの集積面積：289ha、集積率：28.61%。
- ・課題：農地中間管理機構の制度化に伴い、いかに同制度を活用した展開を図っていくか、関係機関との連携強化が必要である。また意向調査・権利調査等、出し手・借り手の掘り起こし作業等の円滑な実施に向けた取り組みが必要である。

- (2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

- ・目標案：目標集積面積を10haとしております。
- ・目標案設定の考え方：農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標は農地面積の35%を目標としており、農業委員会としても担い手協議会と連携し当該目標を目指す必要があると考えます。
- ・活動計画案：遊休農地所有者及び遊休農地予備軍の所有者に対し、意向確認調査等を実施し調査結果を踏まえ、地域の拡大

3 違反転用への適正な対応ということ

(1) 現状及び課題

- ・管内の農地面積が 1,817ha、違反転用面積が 8 ha、割合が 0.4%です。
- ・課題：町民への周知に努めるとともに農地パトロールを徹底し、違反転用の未然防止を図る。

(2) 平成 26 年度の目標案及び活動計画案

- ・目標案：違反転用の解消目標面積として 1 ha。農地利用状況調査等により、違反転用の発見及び早期是正を行う。
- ・活動計画案といたしまして、8月に広報誌で住民に対し、違反転用防止及び農地パトロール実施を周知する。
- ・9月から12月 農地パトロール実施。
- ・農地法違反と思われるケースについては随時是正指導を実施していく。ということでございます。

以上、平成 25 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と、平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

会 長

お目通しかと思いますので、25 年度の活動の点検・評価(案)について皆さんの中から気になる点、あるいは気づいた点、ご意見いただければと思います。いかがでしょう。

ございませんか。

(「はい。」の声あり)

25 年度の点検・評価について、この通りでよろしゅうございますか。

(「はい。」の声あり)

それでは次に 26 年度の活動計画についてです。

先ほど事務局から詳しい説明がありましたが、管内の遊休農地が 246ha あります。今度、非農地の中間管理機構がスタートいたします。

事業委託を受けるのは農林水産課なのですが、この機構がうまく機能するために、そこがいかにか積極的に動くかは、私たち農業委員会が遊休農地の持ち主の意向調査をいかに進めるかということにかかってくる。これが無いと中間管理機構は機能しません。あくまでも、私ども末端の農家との接触がまず重要であるというふうに想定されているところです。

方法としては「自分でやります。」というのものもあるでしょう。「自分ではどうしようもできない。誰か借り手を探してくれ。」と言う場合もあるでしょう。あるいは「誰々に使ってもらえるように頼んでみる。」ということもあろうかと思えます。そういう情報も含めてひろいあげるといのが、私どもの役割になってきます。

また、7月で任期が入れ替わるわけですが多分管理機構も新しい任期から始まる頃から積極的に事業展開がされていくのではないかと思っているところでございます。

それから先ほどございました利用状況調査ですが、今年はやっと早めて9月からということの説明をしております。

67 ページの促進等事務については、特定農業法人・特定農業団体が 0 となっておりますが、特定農業法人というのはいわゆる集落営農を法人化したものですね。国は集落営農を盛んに進めているわけなんです。最終的には最低 1 年間いって初めて法人化が成り立つということにして、そこまでいった集落営農は特定農業法人ということになっています。国は法人化を積極的に進めているという実態がございま

会 長

す。

68 ページにこれまでの集積面積が 289ha と示されてありますが、集積率にしますと 28.61%。新聞等で良く言われているのは『全国では集積率は 50%あるんだ』と。国の方針はそれを 80%まであげようと。鹿児島県内では 30 数%が実態であろうかと思えます。なぜ鹿児島県内で 30 数%しかないのかと言いますと、実態は 50%あるんですが、相続未登記等があって正式な契約ができていない面積が相当数あると言われております。相続未登記については、そう簡単に解消ができない。解消できるところでも多額の費用が掛かるということで、できないという実態もあるようです。

69 ページの違反転用です。事務局からもあったように、本当に違反転用なのか過去に許可を受けたのに地目変更したのか、定かじゃない土地も多くなります。私どもの利用状況調査では無断転用だと思われる場所は非農地判断の対象にはなりませんけど、20 年・30 年経っておれば非農地証明願いで対応することも可能ですので、そういう方向も示して違反転用面積というのも少なくする努力もしていけたらなと思っているところです。もちろん新しい所は始末書付きの転用申請をやっていただくことが必要となります。

目ぼしい所はこのようなところなんですけど、この計画に対して皆さん方からご意見ございませんか。

皆さんからご意見無ければ、適正事務実施についてはこのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは議案第 55 号については、このように決定をいたします。

事務局長

【その他】

【行事経過・予定説明】

【情報提供・講話】

会 長

以上をもちまして、第 12 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 (12 時 00 分)

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

12 番

13 番

平成 26 年 3 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久